

## 津市監査委員告示第4号

平成21年3月26日に提出された「津市職員措置請求書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき行った監査の結果を、同年5月20日に下記のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

平成21年5月28日

津市監査委員　岡　部　高　樹  
同　田　端　隆　登  
同　水　谷　友紀子  
同　山　中　利　之

記

### 第1 請求の受理

#### 1 受理年月日

本件監査請求書は、平成21年3月26日に受理した。

#### 2 請求人

田中 守（三重県津市）

#### 3 請求の概要

本件監査請求書及び事実証明書の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

なお、法第242条第6項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、証拠の提出及び陳述はなかった。

#### （1）主張の要旨

市（久居総合支所建設課）は、「平成19年度 久建第1－6号 野田池、天神川清掃業務委託」（以下「本件業務委託」という。）について、平成19年4月27日付で野田池水利組合（以下「水利組合」という。）を受託者とする委託契約（以下「本件契約」という。）を締結し、平成20年3月27日付で委託料（以下「本件委託料」という。）を支出したが、本件契約の締結及び履行並びに本件委託料の支出は、次の理由により違法かつ不当である。

ア 本件業務委託の原因となるべき理由がないこと

旧久居市が野村第1号雨水幹線から野田池に流入する手前に直径900ミリの排水管を設置した以降は、土砂が野田池下流の農業用水路にまで流入することではなく、さらに、農業用水路の通常の維持管理は、利水者である水利組合が行うべきであるから、市が本件業務委託を行う理由はない。

イ 本件業務委託は架空であること

本件業務委託の委託場所を「津市久居野村町地内」としているが、同地内に野田池、その下流の農業用水路及び天神川は所在せず、水利組合に補償的性格の「カネ」を支払うための架空の業務委託である。

ウ 隨意契約等が法令に違反すること

本件契約は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号を理由とする随意契約で締結されているが、同号の趣旨を逸脱しており、さらに、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第10条に定める2人以上の者からの見積書を徴取しておらず、同条に違反する。

エ 契約不履行があること

本件業務委託に係る汚泥量58立方メートルを処理した状況は不明であり、排水路清掃業務は履行されていないと断定せざるを得ない。

オ 本件業務委託の再委託の事実がないこと

本件委託料のうち20万円が町屋地区農家代表者に支払われているが、同地区農家代表者らによる排水路清掃業務が行われた事実はない。

カ 本件業務委託が事務分掌規則に違反すること

野田池、その下流の農業用水路及び天神川の所在地は、高茶屋小森上野町地内であるが、津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）別表第2に定める所管区域から見て、本件業務委託は、久居総合支所（建設課）の所管ではなく、津市事務分掌規則に違反する。

キ 本件業務委託が処務規程に違反すること

本件業務委託に係る設計（見積）金額は、50万円を超えており、水利組合からの見積書徴取伺いの決裁において、副総合支所長の決裁を受けておらず、津市支所及び出張所処務規程（平成18年津市訓令第1号）に違反する。

## (2) 市の被った損害

市は、本件委託料49万5,000円相当の損害を被った。

## (3) 求める措置の内容

監査委員は、市長に対し、市の被った損害を補填させるための必要な措置を講ずべきことを勧告せよ。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

監査対象事項については、次のとおりとした。

- (1) 本件契約の締結及び本件委託料の支出命令に係る監査請求は、適法な監査請求であるか否か。
- (2) 本件委託料の支払は、故意又は重大な過失による法令違反の事実があるか否か。

### 2 監査の手続

監査の手続については、本件業務委託が平成20年4月に建設部津南工事事務所に引き継がれたため、同事務所から関係文書を入手し、関係職員の陳述を聴取した。

## 第3 監査の結果

### 1 確認した事実の概要

本件監査請求について、確認した事実の概要は、次のとおりである。

#### (1) 本件契約の締結及び本件委託料の支出命令に係る事実

久居総合支所建設担当参事（当時。以下「建設担当参事」という。）は、平成19年4月23日付で本件業務委託に係る予定価格を49万5,000円（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）と決定し、同月27日付で令第167条の2第1項第2号を理由とする随意契約の方法による「野田池、天神川清掃業務契約の締結について（伺い）」を決裁し、同総合支所建設課長（当時。以下「建設課長」という。）は、同日付で「支出負担行為伺書」を決裁した。

本件契約は、本件委託料の金額を49万5,000円として、市長名により同日付で締結された。

なお、平成21年改正前の津市支所及び出張所処務規程（以下「支所等処務規程」という。）第9条（別表第5）は、契約に係る予定価格の決定に関する事項、工事又は製造の請負に係る調査等以外の委託料の支出負担行為及び執行に関する事項で、「50万円未満のもの」は課長の専決事項としている。

建設課長は、平成20年3月10日付けで水利組合から提出された「委託業務完成報告書」、「平成19年度野田池、天神川清掃業務委託写真帳」の收受を決裁し、同課職員は、本件業務委託に係る委託場所（野田池下流の水路及び天神川）の実地検査を行い、検査状況を写真7点に記録した。

建設課長は、同日付けで本件業務委託に係る「委託業務完成認定書」（以下「委託業務完成認定書」という。）を決裁し、同月18日付けで本件委託料の「支出命令書」（以下「支出命令書」という。）を決裁した。

## （2）本件委託料の支払に係る事実

支出命令書は、水利組合から提出された本件委託料の請求書（請求金額49万5,000円）、委託業務完成認定書が添付された上、平成20年3月19日に収入役室（当時）の審査に回され、副収入役（当時。以下同じ。）は、本件委託料の支払の決定を決裁（当該決裁の日は、支出命令書の記載内容から見て、平成20年3月19日から同月27日までの間であると考えられる。）し、同月27日に本件委託料の支払をした。

## 2 結論

本件監査請求について、監査対象事項ごとに次のとおり判断した。

- （1）本件契約の締結及び本件委託料の支出命令に係る監査請求については、適法な監査請求であると認めることはできない。
- （2）本件委託料の支払に係る監査請求については、故意又は重大な過失による法令違反の事実があると認めることはできない。

## 3 結論に至った理由

上記の結論に至った理由は、以下のとおりである。

- （1）本件契約の締結及び本件委託料の支出命令に係る監査請求について  
財務会計行為を対象とする監査請求は、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない」（法第242条第2項本文）とする監査請求期間を定めており、監査請求が適法であるためには、同項ただし書きが定める「正当な理由」があるときを除

き、監査請求期間内に行われたものであることが必要である。

そこで、先ず、同項本文が定める「当該行為」の意味を検討すると、公金の支出は、広義の意味において、支出負担行為（支出の原因となるべき契約の締結その他の行為）及び支出命令がされた上、支払がされるもので、これら3つの財務会計行為は、一連の手続ではあるものの、支出負担行為及び支出命令は、普通地方公共団体の長の権限に属するのに対し、支払については、収入役（当時。以下同じ。）の権限に属し、これらの権限は、委任等により各別に補助機関に委譲することも可能で、その適用される財務会計法規の内容も同一ではなく、それぞれに独立した財務会計行為であると考えられる。

そして、財務会計行為の違法又は不当を主張する監査請求においては、これら公金の支出を構成する財務会計行為のいずれを対象とするかによって、監査すべき機関の権限、要件などの内容が異なることになる。

このように考えると、同項本文が定める「当該行為」とは、支出負担行為及び支出命令並びに支払といった、それに独立した財務会計行為をいうものと解るべきであり、これらの財務会計行為を併せて監査請求の対象事項とする場合においても、監査請求期間は、それ「当該行為」のあった日から各別に計算すべきものと解するのが相当である（同趣旨／平成14年7月16日最高裁判所第三小法廷判決）。

これを本件監査請求について見ると、建設担当参事が決裁した本件契約の締結日は平成19年4月27日、建設課長が決裁した本件委託料の支出命令日は平成20年3月18日であり、平成21年3月26日に提出された本件監査請求書は、これら「当該行為」のあった日からいずれも1年を経過した後、提出されたものであるというほかない。

さらに、「正当な理由」について見ると、請求人は何ら主張していないが、「正当な理由」が認められるのは、当該行為が秘密裡になされ、1年を経過して初めて明らかになった場合などに限られることが前提要件であり、本件契約の締結及び本件委託料の支出命令は、財務関係法規の定めるところにより公然と行われたもので、その過程において秘密裡に行われたという事実は認められないことから、「正当な理由」がないことは明らかというべきである。

以上のことから、本件契約の締結及び本件委託料の支出命令に係る監査請求は、監査請求期間を経過してなされたものとして、不適法たる評

価を免れないものと判断した。

(2) 本件委託料の支払に係る監査請求について

収入役は、普通地方公共団体の長の支出命令があること、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認した上でなければ、支払をすることができない（法第232条の4）が、収入役又はその権限に属する事務を専決することができる職員等が、故意又は重大な過失により法令に違反して支払等をし、当該普通地方公共団体に損害を与えた場合は、法第243条の2第1項に基づき、その損害を賠償しなければならない。

これを本件監査請求について見ると、支出命令書には、水利組合から提出された本件委託料の請求書のほか、支所等処務規程第9条に基づき本件業務委託の執行について専決することができる建設課長が作成した委託業務完成認定書が添付されており、副収入役は、これにより当該支出負担行為（本件契約の締結）に係る債務確定の確認をした上、本件委託料の支払の決定を決裁したものと認められる。

このことは、支出負担行為に係る債務確定の確認方法について定めた津市会計規則（平成18年津市規則第42号）第43条第2項本文に違反するものではなく、また、本件契約の締結及び本件委託料の支出命令に明白な違法性を看過したとも認められないことから、本件委託料の支払の決定及び支払において、故意又は重大な過失による法令違反の事実があるとは認められないと判断した。

以上